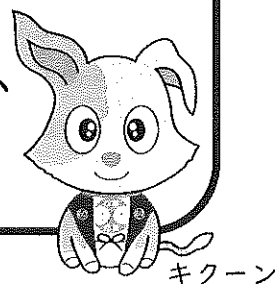


困ったら
一人で悩まず

行政相談

総務省の行政相談は、

国民の皆様の国の行政への苦情や意見、要望を受け付け、その解決や実現を促進するとともに、行政の制度や運営の改善に生かす仕組みです。



キクーン

行政相談委員とは？

行政相談委員法に基づき総務大臣から委嘱された、ボランティアで活動する民間有識者です。

すべての市区町村に少なくとも一人、全国で約 5,000 人の行政相談委員が配置され、中央市では 3 人の行政相談委員が活動しています。国の行政に関する苦情、行政の仕組みや手続きに関する問い合わせなどの相談を受け付け、その解決のための助言や関係行政機関に対する通知などの仕事を行っています。

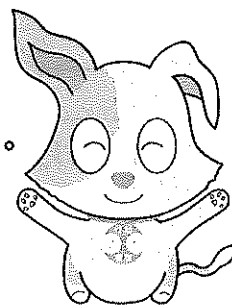
どこで相談できるの？

・「きくみみ山梨」に電話またはメール

※電話は上局の関東管区行政評価局（さいたま市）に転送されます。

☎ 0570-090110

メールでの相談はこちらから➡



・市の定例行政相談で行政相談委員に相談する

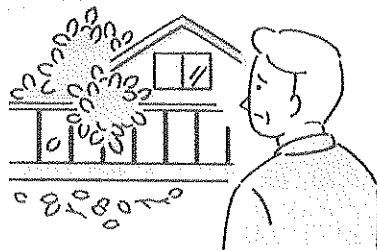
（日程は裏面をご覧ください。）

こんなお困りごとはございませんか？

相談1

隣家からの落ち葉に困っている！

隣の空き家の木の枝が張り出してきており、落ち葉が自宅の敷地に積もってしまい、困っている。どこに相談したらよいか。



(対応結果)

相談者に対し、民法改正により、一定の条件を満たす場合には、自ら枝を切ることができるようになったこと及び、相隣関係については、法テラス等で相談できることを説明しました。



※中央市においても、本事例のように、木の枝が伸びて隣家の敷地や公道に張り出しているなどの相談が数多く寄せられております。通行の妨げとなりますので、伸びている枝は切除しましょう！

相談2

踏切の停止線（白線）が消えているので、停止線を引き直してほしい！

(対応結果)

道路管理者である市町の担当課に、本件相談内容を連絡したところ、新たに白線が引き直されました！



★10月～3月の中央市での定例行政相談日は以下のとおりです。

- 10月：10日（金）、24日（金）
- 11月：14日（金）、28日（金）
- 12月：12日（金）、26日（金）
- 1月：9日（金）、23日（金）
- 2月：13日（金）、27日（金）
- 3月：13日（金）、27日（金）

▶場所：玉穂総合会館

▶時間：13:30～15:30

このチラシに関するお問い合わせは以下の番号まで！

☎ 055-252-1496

※こちらは、相談受付の番号ではありません。

総務省行政相談センター

まぐみ山梨

